

議案第 4 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年3月15日

沖縄県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「受けようとする者は、」の次に「免許状の種類（免許教科の種類を含む。）ごとに」を加え、「を提出しなければ」を「により願出なければ」に改め、同条2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により願出をする者は、その手数料を、沖縄県収入証紙をもって納入しなければならない。

第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第32条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>沖縄県収入 証紙貼付欄</p> </div>	<p>教育職員免許状授与証明書交付願</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>沖縄県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">本 籍</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">現 住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名 (ふりがな) ④</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号</p> <p>授与証明を受ける免許状</p>			
本 籍				
氏 名		生年月日	年 月 日生	
免許状の種類	教 科	免許番号	授与年月日	授与権者

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

1 件名

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 教育職員免許状授与証明書（以下「証明書」という）の交付は、学校図書館司書教諭講習受講のため等、特定の者に対して行うものであり、本来手数料を徴収すべき事務である。
- (2) よって、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から、証明書の交付について手数料を徴収することが適当であると考えられる。
- (3) 教育職員免許状に関する規則により、手数料徴収の手続を定める必要がある。

3 改正の概要

- (1) 手数料徴収の手続について、沖縄県収入証紙をもって納入することを定める。
- (2) 教育職員免許状授与証明書交付願（第22号様式）に収入証紙貼付欄等を設ける。

4 根拠法令

地方自治法第227条、第228条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

電話番号

授与証明を受ける免許状					
本籍					
氏名		生年月日	年 月 日生		
免許状の種類	教科	免許番号	授与年月日	授与権者	

免許状の種類	氏名	教科	免許番号	授与年月日
				受付 年 月 日

○教育職員免許状に関する規則

(免許状の授与証明書)

第 32 条 免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明書交付願（第 22 号様式）を提出しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、第 23 号様式とする。

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

第22号様式（第32条関係）

教育職員免許状授与証明書交付願

本籍
住所
氏名

年 月 日生

下記教育職員免許状の授与証明書の交付をお願いします。

年 月 日 氏名

沖縄県教育委員会 殿

免許状の種類	氏名	教科	免許番号	授与年月日

受付 年 月 日

第23号様式（第32条関係）

教育職員免許状授与証明書

本籍
氏名

年 月 日生

上記の者に下記免許状を授与したことを証明する。

免許状の種類	教科	免許番号	授与年月日	根拠規定

年 月 日

沖縄県教育委員会

○沖縄県使用料及び手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条の規定に基づき、使用料及び手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第2条 県は、法第225条及び第227条の規定により別表第1から別表第3までに掲げる名称及び金額の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

(使用料等の納期)

第3条 使用料等は、使用の都度又は許可、登録等を申請する際、許可、免許、登録等の証票の交付、再交付、書換え等を受ける際若しくは検診、注射、検査等を受ける際に納付しなければならない。

(実費負担)

第4条 試験又は検査のため職員の出張を依頼するときは、県所定の旅費及び試験、検査用器具の運搬費その他実費を負担しなければならない。

(使用料等の減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認める者については、使用料等を減免することができる。

(不還付)

第6条 既に納められた使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた使用料等の額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第2条関係）

(抜 粋)

名 称	区 分	単 位	金 額	備 考
諸証明 手数料	知事が規則で 定める諸証明	1通につき	1,000円以内で 知事が規則で 定める額	

○ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(知事の定める使用料等)

第2条 条例第2条の別表第1及び別表第2で知事が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)は、それぞれ別表第1、別表第2のとおりとする。

(減免)

第3条 条例第5条の規定による使用料等の減免は、次の各号に掲げる者の申請によつて行うものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者
- (3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第16条及び第17条に規定する許可に必要な証明を申請する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか知事が特に使用料等を減免する必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、へき地巡回診療手数料のうち自己負担分及びヒト免疫不全ウイルス抗体検査料(知事が、特に必要があると認める者に係るものに限る。)については、当分の間免除する。

別表第2 (第2条関係)

(抜粋)

区分	単位	金額	備考
1 契約又は契約の内容に関する証明手数料	1件につき	210円	
2 法人又は法人の役員に関する証明手数料	1件につき	210円	
3 営業又は業務に関する証明手数料	1件につき	210円	
4 経歴又は履歴に関する証明手数料	1件につき	210円	
5 資格に関する証明手数料	1件につき	210円	
6 健康診断書	1通につき	800円	
7 普通英文証明書	1通につき	210円	
8 予防接種証明書	1通につき	210円	
9 練習生の習練期間証明書	1通につき	210円	
10 その他の証明手数料	1件につき	210円	